エコマーク ニュース

Eco Mark News

エコマークは(財)日本環境協会が自主的に運営している事業です。エコマークの活動予算は、すべて認定企業の皆様からのエコマーク使用料および認定申込者の皆様からの商品認定審査料で賄われています。この「エコマークニュース」では、「エコマーク事業実施要領」に基づき、新規選定のエコマーク商品類型、認定基準案など、エコマーク事業に関する情報を提供しています。

2003.12.26 No. 46

重要なお知らせ

エコマーク使用規定第7条の改定について

エコマーク使用規定第 7 条は、パブリックコメントに寄せられた意見を踏まえ審議した結果、2003 年 12 月 26 日付けで、以下のとおり改定を実施します。改定日以降は、新規定に従い認定審査を行うこととなります。また、いただいたご意見（付表参照）を参考に、「エコマーク使用の手引」の中で、必要な補足説明を加えます。

なお、本条の改定に伴い、商品類型毎にエコマーク認定番号の表示などに関する基準が明記されている個別認定基準についても、新規定の趣旨に沿って該当部分を改定します（ただし、エコマーク商品類型 No.120「紙製の印刷物」については、現行の基準書の通りとし、改定は行ないません）。

《改定後の規定》

第 7 条（エコマーク認定番号、使用契約者名などの表示）

① 商品または包装などにエコマークを使用する場合は、原則としてエコマークを表示する商品またはその包装上毎に、エコマーク認定番号および使用契約者名の両方の表示をお願いします。

ただし、エコマーク認定番号または使用契約者名のいずれか一方を、選択して表示することも認めるものとします。

②前①にかかわらず、個別認定基準書に記載があるものは、その記載に従うものとします。

③通信販売カタログ、自社商品カタログ、チラシ広告などの印刷物（エコマーク商品類型 No.120「紙製の印刷物」の認定商品に関する表示は除く）、およびインターネットホームページ上などにエコマークを使用する場合は、エコマーク商品ブランド名、エコマーク認定番号および使用契約者名を表示してください。

ただし、使用契約者がカタログなどの発行者である場合は、個々のエコマーク表示と共に使用契約者名を表示する必要はありません。

《改定日》 2003 年 12 月 26 日

付表　　エコマーク使用規定第7条改定（案）への意見と回答

	意見箇所	意見内容	回答
1	①認定番号または使用契約者名の選択表示を認めることについて	エコマーク商品の特定は、認定番号による確認が最も有効。使用契約者名では、商品を特定出来ないことが発生し、不正使用防止の目的を実現できない。よって、「いずれか一方を選択して表示」ではなく、「認定番号のみを表示することも認める」等にすべき。	ご意見の趣旨は理解できます。2004年1月より、エコマークのホームページ上で商品ブランド名、認定番号、会社名などのフリーワードから認定商品の検索ができるよう、システムの改善を行ないます。これにより、商品の特定および認定番号の確認などが、事務局外部の人にも容易に行なえるようになります。以上のような対応を行なったうえで、本意見に対しては原案どおりとします。
2	同上	使用契約者名をエコマーク近傍に入れた場合、企業ユニフォームなどの製品の表側（見える位置）にエコマークをつけ難くなる。一方、エコマークに認定番号を入れると汎用性がなくなり、数種類のマークを在庫管理しなければならない。よって、購入時に消費者に明示できるよう、吊り下げラベルなどにエコマークと共に認定番号を表示したうえで、製品にはエコマークのみを表示することを認めてほしい。	認定番号または使用契約者名は、商品もしくは包装上毎にわかり易く表示してあれば、必ずしも「エコマーク近傍」に表示していただく必要はありません。したがって、企業ユニフォームなどの場合、製品の表側にエコマークのみを表示し、製品本体の任意の位置に「エコマーク認定番号」または「使用契約者名」をわかり易い形で表示していただければ問題はありません。吊下げラベルにつきましては、商品が消費者の手に渡る際に、縫い付けラベルと同等の役割を果たすと考えられますので、ご意見のような表示方法であれば規定に準ずるものと認めます。したがって、原案どおりとしますが、ご意見を参考に「エコマーク使用の手引」等に本7条に関する例示を追加するなど、わかり易さに努めてまいります。
3	同上	認定申込から認定番号が確定するまでに時間がかかるなどの理由で、パッケージ作成に支障が出ることがあるため、ぜひ認定番号の表示をしなくてもよいようにしてほしい。	ご意見のとおり、改定案では№120「紙製の印刷物」を除いて、認定番号または使用契約者名のいずれかを選択して表示できることとしております。したがって、原案どおりとします。
4	同上	使用契約者名は商標（ロゴマーク等）表示（記載）でも可としてほしい。	使用契約者名については、通称や商標（ロゴマーク等）であっても、一見して使用契約者を特定できるものであれば、エコマーク使用契約書に記載された正式名称でなくても構いません。ご意見を参考に、誤解のないよう「エコマーク使用の手引」において、このことを追記します。したがって、「エコマーク使用規定」においては原案どおりとします。
5	同上	事前にエコマーク事務局の承認を得た場合のみ、認定番号又は使用契約者名のいずれか一方を選択して表示することを認めるとすべき。	意見1への回答と同じ。なお、補足しますと、認定番号の表示を必須とすることにより、ラベル等の作成が間に合わず生産が中断したり、複数のラベルを管理するコスト負担の大きさから、マーク取得を断念したり、認定を受けた商品にマークを表示できないなどの弊害が指摘されていますので、原案のような取扱いとしています。
6	同上	基本的には改定案に賛成であるが、新たにエコマーク取得を申込む商品の場合、認定番号が確定するまで包材・商品へのエコマーク表示ができず、新商品発売に影響をきたすので、考慮してほしい。	改定案では、認定番号または使用契約者名のいずれか一方を選択して表示していただくことも可としました。使用契約者名のみの表示を選択していただくことで、新商品発売に合わせ包材等の準備を進めることが可能と考えます。したがって、原案どおりとします。

7	同上	エコマークの近傍に認定番号または使用契約者名を表示することについては、家庭用品品質表示法により、製品に製造者名および住所を表示しているにも関わらず、エコマーク使用規定の改定によって、新たに表示が必要となり、エコマーク使用契約者に不要な負担を押し付けるものである。	認定番号または使用契約者名は、商品または包装上にわかり易く表示してあれば、必ずしも「エコマーク近傍」に表示していただく必要はありません。また、認定番号または使用契約者名のいずれかが表示されていれば規定に合致しています。ご意見のようなケースにおいて、製造者名とエコマーク使用契約者名が同じである場合は、改めて表示をする必要はありません。したがって、原案どおりとします。
8	同上	現在、契約延長により旧基準で認定を受けた商品の在庫処分をしているが、本商品につき、認定番号はエコマークと共に表記せず申請したうえ、別の箇所に表示してもよいと解釈してよいか。	本第7条は、改定日以降に新たに商品の認定審査を受ける場合（既に認定を受けている商品の認定基準が改定され、対応する新認定基準で認定を受けなおす場合を含む）に適用されるものであり、既にエコマーク認定を受けている商品についてまで、表示の変更を強制するものではありません。ご意見のようなケースは、在庫処分のための契約延長期間が終了後、新認定基準で認定を受けなおす際に、新規定が適用されることとなります。新規定では、認定番号または使用契約者名は、商品もしくは包装上毎にわかり易く表示してあれば、必ずしも「エコマーク近傍」に表示していただく必要はありません。したがって、原案どおりとします。
9	同上	製造事業者がエコマーク使用契約者である場合に、包装などへ販売事業者名だけを表示してエコマークを使用することは可能か。	販売事業者名だけを表記した場合には、販売事業者がエコマークの認定を受けているものと、消費者が誤解する可能性がありますので、これは認められません。この場合、販売事業者名と使用契約者名を併記して下さい。ご意見を参考に、誤解のないよう「エコマーク使用の手引」において、このことを追記します。したがって、「エコマーク使用規定」においては原案どおりとします。
10	③「使用契約者」の表示について	使用契約者は、契約書に記載された正式名称を表示するものと解釈できるが、通販カタログ等には、通称で記載されている事が一般的であるので、使用契約者名の表示は、通称を用いても良いかを明記すべき。	意見4への回答と同じ。

11	③エコマーク商品ブランド名の表示について	不正使用防止の観点からは、エコマーク商品ブランド名の表示目的、効果が明確でない。また、エコマーク商品ブランド名は各社独自に決定しており、定義自体に一貫性がなく、消費者への有益な情報にならない。また、例えばエコマーク近傍に「環境に良い…」等の商品ブランド名が記載された場合、顧客判断を誤らせるおそれもある。③の3行目を「…エコマークを使用する場合は、エコマーク認定番号および使用契約者名を表示…」とするか、あるいは、5行目但し書き以降を「ただし、カタログなどで使用契約者が発行者である場合およびエコマーク対象の商品ブランド名があきらかな場合、個々の表示と共に使用契約者名およびエコマーク商品ブランド名を表示する必要はありません。」としてほしい。	2004年1月より、エコマークのホームページ上で商品ブランド名、認定番号、会社名などのフリーワードから認定商品の検索ができるよう、システムの改善を行ないます。これにより、商品の特定および認定番号の確認などが、事務局外部の人にも容易に行なえるようになります。また、本③項は、総合カタログなどにおいて、エコマーク商品とエコマーク商品以外の商品が混在して掲載される場合などを想定しており、その場合には、エコマーク認定商品が識別できるように、個々の商品について商品ブランド名の表示は必須と考えます。一方、使用契約者がカタログの発行者である場合に、個々のエコマーク表示とともに使用契約者名を表示したり、認定商品ブランド名で発行される当該商品のみを掲載するカタログなど、エコマーク認定商品ブランド名が明確に識別できるケースにまで、個々のエコマーク表示とともに商品ブランド名を表示することを意図したものではありません。ご意見を参考に、「エコマーク使用の手引」において、このことを追記します。したがって、「エコマーク使用規定」においては原案どおりとします。なお、エコマーク審査委員会では、商品ブランド名についても、消費者に誤解を与えるおそれがないかどうかを、審査時にチェックしています。
12	③「使用契約者」、「商品ブランド名」の表示について	カタログ発行者の意向により、企業名の表示をすることが難しいので、第3者が発行する総合カタログにおいて、エコマーク使用契約者名を表に出すことなく、エコマーク認定番号のみの表示で掲載が可能かどうか教えて欲しい。	貴社のエコマーク認定商品を第3者のカタログに掲載する際、エコマークを表示しないのであれば、使用契約者名、商品ブランド名のいずれも表示する必要はありません。ただし、エコマークを表示する場合、使用契約者名を入れず第3者の名前のみが表示される場合には、当協会と何ら契約関係のない第3者がエコマークを無断で使用していると誤解され、また不正使用が最も起こりやすいケースですので、これは認められません。必ずエコマーク商品ブランド名、認定番号および使用契約者名を表示して下さい。
13	同上	壁紙業界では、サンプル帳にメーカー名を表示せず、品番及び国土交通省発行の防火認定番号でメーカーを検索するシステムが確立されている。また、サンプル帳のスペースの問題からメーカー名を表示するのは難しいという意見も出ている。「使用契約者名」ではなく、「使用契約者名がわかる表示」(＝品番)での表示は可能か。	意見12への回答と同じ。
14	全体について	改定案に賛成である。	改定案の趣旨に賛同いただき、有難うございます。
15	同上	エコマーク認定番号または使用契約者名のいずれか一方を選択して表示を認めたことは、スペース上で制限のある商品や包装に有効な措置となる。どちらかが表示されていれば、責任ある表示に変わりはないため、改定案に賛成である。	改定案の趣旨に賛同いただき、有難うございます。

16	その他	すでに発行されているカタログについては、新たなカタログ発行まで訂正は不可能なので、考慮してほしい。	№120「紙製の印刷物」で認定を受けている印刷物、1認定商品のみを掲載するカタログ、認定商品に付随する取扱説明書等については、エコマーク使用契約期限切れ以降は、直ちにエコマーク表示を外していただいております。ただし、総合カタログ（例えば、エコマーク商品とエコマーク商品以外の商品が混在して掲載される場合など）又は第3者が発行するカタログ等で発行日が明記されているものについては、カタログ発行日時点の情報が有効であると考えます。その場合は、既に発行されているものについてまで、現時点で変更を求めるものではありません。しかしながら、消費者に正しい情報を伝えるという観点からは、できるだけ速やかに訂正いただくことが望ましいと考えます。
17	同上	壁紙業界では、サンプル帳の発行は3年クールが主流であり、有効期間内に認定番号が更新されることは必然。サンプル帳の有効期間内に認定番号が更新された場合、一度市場に出たサンプル帳を回収して認定番号を訂正することは困難。	意見16への回答と同じ。
18	同上	改定後は、改定案に添わない商品、カタログ等は一切販売、配布等はできないのか。改定案に沿わない在庫を廃棄処分すると多額の損失となるうえ、環境に配慮した行動とは思えない。また、弊社の代理店が在庫している改定案に添わない製品や配布物等が、弊社の目の届かないところで出回る可能性がある。改定案制定後の移行期間等に配慮してほしい。	本第7条は、改定日以降に新たに商品の認定審査を受ける場合（既に認定を受けている商品の認定基準が改定され、対応する新認定基準で認定を受けなおす場合を含む）に適用されるものであり、既にエコマーク認定を受けている商品及びその商品を掲載する商品カタログ等についてまで、表示の変更を強制するものではありません。したがって、原案どおりとします。なお、商品カタログ等については、併せて、意見16への回答もご参照ください。

意見総数：18
意見者数：15名